

## 国勢調査の速報 本市人口は34万390人

国勢調査にご理解いただき、ありがとうございます。本市の平成22年国勢調査の速報値がまとまりました（右表のとおり）。この速報値は本市で独自に集計したもので、10月に総務省から公表予定の確定値とは異なる場合があります。

問い合わせは **統計調査室 ☎898-6518**

区分 地区名	平成22年		平成17年		対平成17年人口増加数(人)	対平成17年人口増加率(%)
	世帯数(世帯)	人口(人)	世帯数(世帯)	人口(人)		
前橋市計	13万3,209	34万390	12万7,179	34万904	▲514	▲0.2
本庁管内	2万6,948	6万1,578	2万6,124	6万2,652	▲1,074	▲1.7
上川淵地区	1万300	2万6,230	9,838	2万6,594	▲364	▲1.4
下川淵地区	2,809	8,387	2,597	8,133	254	3.1
芳賀地区	3,372	9,920	3,253	1万120	▲200	▲2.0
桂萱地区	1万1,171	2万9,436	1万614	2万9,269	167	0.6
東地区	1万2,786	3万846	1万1,881	2万9,768	1,078	3.6
元総社地区	7,942	1万7,288	7,832	1万7,653	▲365	▲2.1
総社地区	5,091	1万2,178	5,051	1万2,430	▲252	▲2.0
南橋地区	1万7,793	4万1,273	1万7,248	4万1,745	▲472	▲1.1
清里地区	1,194	3,839	1,118	3,753	86	2.3
永明地区	8,386	2万1,664	7,797	2万1,317	347	1.6
城南地区	5,944	1万8,546	5,547	1万8,386	160	0.9
大胡地区	5,926	1万7,611	5,399	1万6,933	678	4.0
宮城地区	2,512	8,128	2,415	8,530	▲402	▲4.7
粕川地区	3,607	1万1,109	3,479	1万1,301	▲192	▲1.7
富士見地区	7,428	2万2,357	6,986	2万2,320	37	0.2

## 農地を他目的使用する場合は 除外の申し出が必要です

農用地区域内の農地を、住宅や店舗、露天駐車場などに使用するには、初めに農用地区域から除外をしなければなりません。次に、農地法に基づく転用許可や都市計画法に基づく開発許可などが必要です。除外を希望する農地の所有者は申し出を。除外後に計画がなくなった場合は、農用地区域への編入を申し出てください。

なお、郵送では受け付けできません。除外の要件については問い合わせるか、本市ホームページをご覧ください。

**対象区域**＝上川淵・下川淵・芳賀・桂萱・総社・南橋・清里・永明の各出張所管内と城南支所管内の市街化調整区域（農業振興地域内の農地で、農用地区域外として農用地区域から除かれた農地は不要）。大胡・

宮城・粕川・富士見支所管内で農用地区域と定められた区域

**用意する物**＝土地登記事項証明書か登記簿謄本（分家住宅の場合は昭和46年当時の所有者が分かる物）、公図、土地利用計画書、確約書、案内図、土地改良事業等受益地確認書（土地改良事業8年未経過地区内と思われる場合は、土地改良事業の非受益地であることの確認書の提出が必要）、都市計画法第34条第11号による自己用住宅の場合には確認書、印鑑など

**申し込み**＝4月1日(金)～20日(水)の執務時間内に市役所農林課（☎898-6702）、富士見支所管内の農地は富士見支所（☎228-1946）へ直接。大胡・宮城・粕川支所へも提出できますが、後日、農林課から確認の連絡をする場合があります

問い合わせは **消防局総務課 ☎220-4504**

## 災害からまちを守る 地域の消防団員を募集

市民の大切な生命・身体・財産を守る消防団員を募集します。普段は自分の仕事をしながら、火災や地震、台風などの災害が発生または予想されるときなどに、消防防災活動に従事する消防団員。現在、20分団59部で1,178人の団員が活躍しています。

近年、就業構造の変化や少子高齢化などにより、入団者は年々減少しています。災害などの被害を最小限にするためには、地域事情に精通した消防団活動が不可欠です。自分たちのまちを災害から守るために、皆

さんの力を貸してください。

### ■団員の身分

地方公務員法における「非常勤の特別職の職員」と定められ、訓練や火災の消火などのときは公務員として活動します。万一、活動中に病気や負傷をしたときは、法律によって補償されます。

### ■入団資格

18歳以上で市内在住・在勤の健康な人。入団希望者は消防局総務課へ連絡してください。

## 子ども福祉医療費 全員の受給者証が新しく

問い合わせは **国民健康保険課 ☎898-6253**

4月から子ども福祉医療費の受給資格者証が変わります。公費負担者番号が表記され、受給資格者番号が変更。また、4月に小中学校に入学する子どもの受給資格者証は、有効期間を更新。新しい受給資格者証は3月下旬に郵送します。医療機関を受診するときは、必ず医療保険証と一緒に提示してください。

なお、中学生までの重度心身障害者福祉医療費や母子・父子家庭等福祉医療費の受給者は、現在持っている受給資格者証を使用してください。

### ■福祉医療費の新たな対象者は申請を

福祉医療費の各制度と申請に必要な物は次のとおりです。なお、県内からの転入者で前住所地でも福祉医

療費を受給していた人は、前住所地の市町村発行の「福祉医療費受給資格者証交付状況証明書」も必要です。

- 子ども（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子）…①保険証
- 重度心身障害者（高齢重度障害者を含む）…①身障手帳（1級・2級）、療育手帳（A）、年金証書（障害年金1級）、特別児童扶養手当（1級）、IQ35以下を証明する書類のいずれか②保険証
- 母子・父子家庭など（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子とその母または父など）…①母または父に所得税が課せられていないことを証明する書類②本市に本籍がない人は戸籍謄本③保険証

## 就職や退職したら 国保の届け出を忘れずに

問い合わせは **国民健康保険課 ☎898-6250**

就職や退職、引っ越しなどをしたときは、国民健康保険（国保）の届け出が必要です。14日以内に市役所市民課が各支所で手続きをしてください（右表のとおり）。

### ■退職者は要注意

退職して職場の健康保険を脱退した人は特に注意が必要です。国保の加入手続きは自動的にには行われません。必ず期限内に届け出ましょう。届け出が遅れると、会社の健康保険を脱退した日までさかのぼって国保税を納入しなくてはなりません。

### ■忘れずに脱退手続きを

家族の健康保険に扶養家族として加入しながら国保にも加入している人は、すぐに国保からの脱退手続きをしてください。

### ■保険証を紛失・破損したとき

保険証をなくしたり破損したりしたときは、運転免許証など本人確認ができる身分証明書を用意し、市役所国民健康保険課が各支所で再交付の手続きをしてください。

国保の主な手続き		
	届け出が必要な場合	手続きに必要な物
加入するとき	他の市町村から転入した	印鑑、転出証明書
	職場の健康保険をやめた、またはその扶養でなくなった	印鑑、※社会保険離脱証明書
	子どもが生まれた	印鑑、母子健康手帳
脱退するとき	生活保護を受けなくなった	印鑑
	他の市町村に転出する	印鑑、保険証
	職場の健康保険に入った、またはその扶養になった	印鑑、国民健康保険証と加入した職場の健康保険証（認定日が記入された物）
その他	死亡した	印鑑、保険証
	生活保護を受けるようになった	印鑑、保険証
	退職者医療制度（65歳未満の人）に該当	印鑑、保険証・老齢（退職）年金証書（被用者年金の加入期間が20年未満の人は40歳以後に10年以上加入していることが確認できる書類）
	住所、世帯主、氏名などを変更した	印鑑、保険証
	修学のため他の市町村に転出し保険証が必要	印鑑、保険証、在学証明書
	保険証を紛失、破損	運転免許証などの身分証明書、破損した保険証

※社会保険離脱証明書の用紙は市役所市民課、国民健康保険課、各支所、出張所（市民サービスセンター）にあります。

## 災害遺児手当 対象者へ支給します

交通事故や労働災害で父や母を亡くした中学校卒業前の児童を扶養している保護者に、災害遺児手当を支給します。

**対象**＝次のすべてを満たす人。

①生計の中心である父母やこれに準じる人が交通事故

や労働災害で死亡または重度障害状態になった児童の、親権者かそれに代わる立場にある②その児童を扶養し世帯が同じ③本市に在住で住民票に記載されている

**支給月額**＝児童1人につき3,500円

**申し込み**＝印鑑・戸籍謄本・保護者名義の預金通帳・原因となった事故や労働災害を証明する書類（障害の場合はその程度を証明する物）などを用意し、前橋保健センター内こども課（☎220-5701）へ直接